記入例

1か月経過ごとに、利用実績に応じて内訳書を作成してください。
新２号認定児童、新３号認定児童を分けてそれぞれの内訳書に記入。

認可外保育施設等

枚目／1枚

施設等利用費請求金額内訳書（新２号認定）

【 令和 ● 年 ● 月分 】

当月の日数	31 日

請求対象となる月の日数（開所しない日も含む）を記入

設置者名称
代表者職氏名
施設・事業所の名称

下記のとおり、認定児童に対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します
令和 ● 年 ● 月 ● 日

料金設定の内容について入力してください。

施設情報（参考）		
	預かり保育の料金設定	1時間100円
	教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が８時間未満又は 年間開所日数が200日未満（丸で囲む）	該当 ・ 非該当

施設等利用費請求金額の内訳となる新２号認定児童全員について記入

No.	フリガナ 認定児童の氏名	生年月日	契約形態及び当月分利用料の計算内訳	当月分利用料（a）	月途中の入退園がある場合、レ及び入園（退園）日及び日割日数を記入	請求額（自動計算のため入力不要） 月額利用料（a）	月額上限額（b） ※2 請求額（aとbを比較して小さい方）
（例1）月額利用料45,000円の認可外保育施設を1か月利用した児童		R●年●月●日	☑月額（45,000円） ☐日額（　円×　日） ☐時間額（　円×　時間）	45,000 円	☐途中入園（　日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1　日）	45,000 円	40,300 円 40,300 円
（例2）月額利用料30,000円の認可外保育施設を利用し、市外からの転入により10月15日に認定開始となった児童		R▲年▲月▲日	☐月額（30,000円） ☐日額（　円×　日） ☐時間額（　円×　時間）	30,000 円	☑途中入園（15日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1 17日）	30,000 円	22,100 円 22,100 円
（例3）1日2,500円の一時預かりを20日利用した児童		R◆年◆月◆日	☐月額（　円） ☑日額（2,500円×20日） ☐時間額（　円×　時間）	50,000 円	途中入園（　日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1　日）	50,000 円	40,300 円 40,300 円
（例4）ファミリーサポートセンターを平日50時間利用した児童		R×年×月×日	☐月額（　円） ☐日額（　円×　日） ☑時間額（500円×50時間）	25,000 円	途中入園（　日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1　日）	25,000 円	40,300 円 25,000 円
			☐月額（　円） ☐日額（　円×　日） ☐時間額（　円×　時間）		途中入園（　日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1　日）		円 円
			☐月額（　円） ☐日額（　円×　日） ☐時間額（　円×　時間）		途中入園（　日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1　日）		円 円
			☐月額（　円） ☐日額（　円×　日） ☐時間額（　円×　時間）		途中入園（　日） ☐途中退園（　日） （日割日数※1　日）		円 円
						合計（新２号認定）	円

月額利用料が新２号認定の上限額40,300円を超えるため、請求額は40,300円となります。（自動計算です。）この場合、差額4,700円は保護者から徴収してください。

月途中で八戸市に転入し、認定を受けた場合、「途中入園」と同様の扱いとなります。日割日数には認定日から月末までの日数を入れてください。

月額上限額の日割計算により、八戸市から支給できる額は22,100円までとなります。この場合、残額は転入前の市町村に請求してください。

利用料が「１日2,500円」と定められている場合、「日額」をチェックし、金額と利用日数を入れてください。

月額利用料が新２号認定の上限額40,300円を超えるため、請求額は40,300円となります。（自動計算です。）この場合、差額9,700円は保護者から徴収してください。

利用料が「１時間500円」と定められている場合、「時間額」をチェックし、金額と利用時間数を入れてください。

月額利用料が新２号認定の上限額40,300円の範囲内のため、利用料全額（25,000円）が請求額となります。（自動計算です。）

（注）
認可外保育施設等の請求は原則として「償還払い」でご案内しております。
法定代理受領を希望される施設は、市への事前相談をお願いします。

※1 日割日数については以下の日数を記入。
・当月の途中で退園（認定期間が終了）する場合、または市外へ転出する場合･･･月の初日から退園日（転出日）までの日数
・当月の途中で入所（認定期間が開始）する場合、または市外から転入する場合･･･認定開始日から月の末日までの日数
※2 月額上限額は、40,300円。ただし、月途中で認定期間の終了・開始等がある場合には、日割計算により算出。